

平成30年度 西伊豆町教育委員会第4回定例会

- 1 開催日 平成30年7月18日(水) 13:30～14:50
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 清野裕章教育長・山本久美子委員(職務代理)・渡邊美成委員・
鈴木秀輝委員・森本仁子委員
[事務局 高木光一・萩本泰宏・石田智直]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から平成30年度第4回の定例会を開催いたします。まず、「議事録の承認について」ですが、平成30年6月13日開催の平成30年度第3回定例会の議事録については、私と鈴木秀輝委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教 育 長：次の議事録署名委員ですが、今回は渡邊美成委員にお願いしたいと思いますが、宜しいでしょうか。

(渡邊委員：了解)

教 育 長：それでは、第6号議案「平成28年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書の議会への提出について」を議題といたします。では、事務局から説明願います。

高 木：それでは、第6号議案をご覧ください。「平成29年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書の議会への提出について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会が教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告しなければなりません。先日、外部の評価委員会を開催し、委員の方から意見をいただき、最終の取りまとめができましたので、ご確認いただきたいと思います。それでは、議案に添付してあります、西伊豆町教育委員会の自己点検・評価報告書をご覧ください。1ページから8ページにつきましては、前回ご確認をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。では、最終ページの9ページをご覧ください。こちらにつきましては、教育委員会の自己点検評価に対して外部の評価委員の皆様からの意見を取りまとめたものになります。まず、全体としてですが、「当評価委員会では、全ての領域について検討・協議した。その結果、西伊豆町教育大綱及び西伊豆町教育基本方針に基づき、適切かつ良好な活動を展開しており、概ね妥当な自己点検・評価と思われる。評価項目に変化があり、西伊豆町教育大綱の重点施策に向かってどうであったかが、より具体的で評

価しやすいものに工夫・改善が見られた。今後とも、地域住民や児童・生徒のため、小規模自治体の持つ強みを分析し、その強みを生かした教育行政の充実を図るなど、更なる改善を図りながら、西伊豆町の教育行政の発展につなげていくことを期待する。」という評価でありました。次に、教育委員会の活動ですが、「前年度の反省を踏まえ、教育委員の自己研鑽のため、積極的に研修会等に参加したことは評価できる。」ことでした。次に、教育委員会が管理・執行する事務は、例年どおり「特になし。」ということです。最後に、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務ですが、昨年のように幼保・小・中等で評価するのではなく、中項目にこれから目指す方向性と目標が掲げられていて、西伊豆町の教育の重点を置くところが分かるものになっていることを評価したい。小中学校のWi-Fi整備工事によるICT教育環境の充実に対する期待が大きかったが、整備が遅れてしまったことは非常に残念である。事務事業の執行については、遅滞がないよう改善すべきである。部活動に対する派遣費補助は、保護者負担の大幅な軽減にもなっている。また、園、小・中学校の緊急連絡として「こども安全連絡網」が全額町負担となっていることも評価できる。保護者の負担軽減のための施策継続を期待する。適応指導教室は、学校とも連携を図りながら児童・生徒に対してきめ細やかな対応をしており、不登校対策のひとつとして十分に機能している。複式学級への全額町費負担の臨時職員配置や特別支援教育への支援員配置など、子どもだけでなく現場への手厚い支援が行われている。今後も子ども達が大事にされる町づくりを推進してもらいたい。教職員の勤務時間は、何割かは過労死ライン超えだと言われている。このことについて各学校で様々な取り組みを行っていると思うが、子どもと向き合える時間確保や先生方の活力向上のため、県、町の教育委員会と学校が連携しながら、西伊豆町としての方策を検討すべきではないか。子育て支援センターは、子どもが安全に遊べるだけでなく育児相談や親の交流の場にもなっており、子育て支援機関として不可欠である。今後少子化が更に進む中で、より効果的な運営方法を検討してもらいたい。文化協会主催の文化展等、年々減少傾向にあるということだが、数年に一度松崎町と合同で開催するなど、町民にも新たな刺激策が必要ではないか。という、評価でありました。こちらで、9月定例議会にて報告をさせていただきたいと思えます。特に何かご意見があればお伺いしたいと思えます。宜しくお願いいたします。

渡邊委員：評価委員さんからの意見はどのような形でやるのかですか。

高木：2回評価委員会を開催し、その場でもご意見をいただいておりますが、項目ごとにメモ書きを提出して下さいました委員さんもおられます。事務局は、自己評価に対しての質問、疑問等に回答させていただいております。

渡邊委員：委員の選考はどのようにしていますか。

高木：町内の学校長代表、保護者代表、それから学識経験者ということで教育に

対して幅広くご意見をいただける方をピックアップし、お願いをしているところでもあります。

渡邊委員：評価委員だけで集まることはありますか。

高木：評価委員だけはありません。以前、現地視察をしたいという要望があり、実施したことはあります。

教育長：他にありませんか。無いようでしたら、第6号議案「平成28年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書の議会への提出について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教育長：挙手全員ですので、第6号議案については可決されました。次に、第7号議案「平成31～32年度使用の中学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択について」と第8号議案「平成31年度使用の小学校用「特別の教科道徳」を除くすべての教科用図書の採択替えについて」は、教科書採択は、審議の公平性を確保し円滑な採択を進めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項により、秘密会として審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教育長：それでは、全員異議なしと認めますので、第7号議案と第8号議案は秘密会といたします。

(秘密会)

教育長：では、第7号議案「平成31～32年度使用の中学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択について」事務局から説明願います。

高木：それでは、第7号議案をご覧ください。「平成31～32年度使用の中学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択について」ですが、平成31年度から道徳が中学校で特別な教科になることから、別紙の教科書を採択をしたいというものです。提案の根拠といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」とあり、同条第6項に「教科書その他の教材の取扱いに関すること」と規定されております。教科書の採択の権限は市町村の教育委員会にありますが、無償措置法により、採択にあたっては、「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域」を採択区域として選定し、地区内の市町村が共同して種類ごとに同一の教科書を採択することとされており、当地区におきましては、賀茂地区の1市5町を一つの区域として設定されており、先日行われました、賀茂地区教科用図書採択連絡協議会にて選定されたものを採択していただきたく議案提出したものであります。選定理由等の詳細につきましては、教育長から説明をお願いしたいと思います。

教育長：(経過説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長：第7号議案「平成31～32年度使用の中学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択について」提案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第7号議案については可決されました。では、次に、第8号議案「平成31年度使用の小学校用「特別の教科道徳」を除くすべての教科用図書の採択替えについて」事務局から説明願います。

高 木：それでは、第8号議案をご覧ください。「平成31年度使用の小学校用「特別の教科道徳」を除くすべての教科用図書の採択替えについて」ですが、昨年度選定した道徳以外の教科書を別紙のとおりを採択替えしたいというものです。提案根拠につきましては、第7号議案で申し上げたとおりでございます。選定理由等の詳細につきましては、教育長から説明をお願いしたいと思います。

教 育 長：(経過説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長：第8号議案「平成31年度使用の小学校用「特別の教科道徳」を除くすべての教科用図書の採択替えについて」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第8号議案については可決されました。秘密会の議案がすべて終了しましたので秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教 育 長：次に、第9号議案「西伊豆町中央公民館使用料の減免について」を議題とします。では、事務局から説明願います。

高 木：それでは、第9号議案をご覧ください。「西伊豆町中央公民館使用料の減免について」ですが、西伊豆町公民館条例第6条第2項に、使用料は教育委員会において特別な事由があると認めた場合は、町長と協議して減免することができることとあることから、西伊豆町中央公民館施設使用料を町の補助団体に対して、統一して半額にしたいと提案するものであります。提案理由といたしましては、中央公民館の施設利用料については、現在多目的ホールのみ他施設との均衡を保つことを理由に補助団体、文化協会や体育協会などの使用に限り半額に減免していますが、今回、文化協会から他室の利用に対しても減免の要望がありました。他室は、現状一般団体で有料の使用が殆ど無く、文化協会からの要望もありましたので、施設利用の促進と団体の活動支援もあり、利用料の減免をしたいというものであります。金額につきましては、比較表のとおりでございます。

教 育 長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はございますか。

渡邊委員：使用料収入はどれくらいなのか。

萩 本：多目的ホール以外は殆ど有料の利用がない状況であります。利用促進のた

めにも少し安くして、利用していただけるのかと思います。減免要望もありましたので、このようにしていきたいという趣旨であります。

渡邊委員：講義室は、あまり大きな音が出るようなものには使えないですね。多目的ホールでやって下さいということになるのですか。バンドとか。

萩 本：バンドとかは3階になるとと思いますが、ちょっと歌をうたうぐらいなら講義室でも大丈夫かと思います。

鈴木委員：詩吟とか三味線などであれば。

萩 本：それぐらいなら大丈夫です。和室では茶道なども。

山本委員：以前、月謝を取るようなのはダメだと聞いたことがあります。

高 木：営利目的の団体等は使えません。

渡邊委員：高校生のバンド練習は、補助団体にはならないのですか。

高 木：使うことは可能ですが、補助団体にはなりません。

教育長：特にご意見が無いようでしたら、第9号議案「西伊豆町中央公民館使用料の減免について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教育長：挙手全員ですので、第9号議案は可決されました。それでは、次に、第10号議案「西伊豆町黄金崎陶芸施設使用料の減免について」を議題とします。では、事務局から説明願います。

高 木：それでは、第10号議案をご覧ください。「西伊豆町黄金崎陶芸施設使用料の減免について」ですが、西伊豆町黄金崎陶芸施設条例第8条第2項に基づき、西伊豆町黄金崎陶芸施設建物使用料を社会体育施設同様に補助団体に対して、半額に統一したく提案するものであります。詳細につきましては、担当係長から説明をいたします。

萩 本：こちら、中央公民館同様に減免をさせていただきたいという提案になりますが、黄金崎陶芸施設、金秋がございまして、こちらの施設は、特殊な陶芸を作って焼いてというための施設になるもので、その他の団体や個人が使うことは殆どありません。そのようなこともありまして、文化協会陶芸部で使用しています。段々と会員さんが減少していく中で、陶芸窯と施設の利用とふたつの使用に分かれている中で、窯を使う時はかなり電気料がかかるので仕方がないのですが、窯を使用しない時は照明代ぐらいなので、出来る事なら減免をお願いしたいという依頼がありました。それを受けまして事務局といたしましても会員が減少することもあるので、利用促進と団体支援ということも視野に入れまして減免をさせていただきたいと思います。以上です。

教育長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はございますか。

鈴木委員：窯は大きいものですか。

萩 本：1mぐらいはある大きいものです。

教育長：特にご意見が無いようでしたら、第10号議案「西伊豆町黄金崎陶芸施設使用料の減免について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第10号議案は可決されました。以上で本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもちまして平成30年度第4回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。